

議案第44号

勝山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

勝山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年11月30日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

会計年度任用職員の給与について、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じる改正を行いたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

勝山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年勝山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(新設)	<p><u>(給与改定の実施時期の取扱い)</u></p> <p><u>第31条の2 この条例において準用する給与条例又はこの条例においてその定めるところによることとされ、若しくはその例によることとされる特殊勤務手当条例(これに基づく規則を含む。次項において同じ。)の規定について給与の額の改定に関する改正が行われる場合における会計年度任用職員の給与の額の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いは、次項の場合を除き、給与条例の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p>2 <u>この条例の規定(この条例において準用する給与条例又はこの条例においてその定めるところによることとされ、若しくはその例によることとされる特殊勤務手当条例の規定を含む。)について給与の額の改定に関する改正が行われ、当該改正後の規定が遡って適用される場合における当該遡って適用される期間に会計年度任</u></p>

附 則

(給料表改定の効力発生時期の特例)

- 4** 第4条の規定により給与条例第5条第1項の規定を準用する場合において、同項に規定する行政職給料表の改定が行われるときにおけるフルタイム会計年度任用職員の給料についての当該改定の効力は、当分の間、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該条例の施行の日の属する月の翌年度の初日(当該条例の施行の日が翌年度の初日であるときは、その日)から生ずるものとする。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5** (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

用職員であった者(当該改正の施行の日の属する月の前月の末日までに退職し、又は死亡した者に限る。)の在職期間中の給与については、当該改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3** 条例又はこれに基づく規則に別に定めがある場合を除き、特別の事情により前2項の規定によることができない場合又は前2項の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、別に市長の定めるところにより、又はあらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(削る)

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4** (略)